

新旧対照表

○教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（令和 7 年12月 2 日施行）

新	旧
第 1 条 （略） （普通免許状の授与等の申請） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第40号。以下「令和 4 年改正法」という。）の施行の際現に効力を有しない普通免許状（神奈川県教育委員会又は神奈川県知事が授与したものに限り、免許法第10条第 1 項又は第11条第 4 項により効力を失ったものを除く。以下「期限切れ免許状」という。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、次の各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類の提出を省略することができる。 （1） 期限切れ免許状の原本 （2） 期限切れ免許状が令和 4 年改正法附則第11条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第 98号）附則第 2 条第 5 項の規定により失効した普通免許状の場合は、同条第 3 項に規定する修了確認期限に同条第 2 項に規定する旧免許状所持現職教員であつたことを証明する書類 （3） 戸籍抄本 （4） 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証、旅券、個人番号カードの表面 <u>又は</u>健康保険資格確認書の写し 第 2 条の 2 ～第23条 （略）	第 1 条 （略） （普通免許状の授与等の申請） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第40号。以下「令和 4 年改正法」という。）の施行の際現に効力を有しない普通免許状（神奈川県教育委員会又は神奈川県知事が授与したものに限り、免許法第10条第 1 項又は第11条第 4 項により効力を失ったものを除く。以下「期限切れ免許状」という。）と同種の免許状の授与を受けようとする場合であつて、次の各号に定める書類の提出があるときは、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類の提出を省略することができる。 （1） 期限切れ免許状の原本 （2） 期限切れ免許状が令和 4 年改正法附則第11条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第 98号）附則第 2 条第 5 項の規定により失効した普通免許状の場合は、同条第 3 項に規定する修了確認期限に同条第 2 項に規定する旧免許状所持現職教員であつたことを証明する書類 （3） 戸籍抄本 （4） 自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証、旅券、個人番号カードの表面、健康保険資格確認書 <u>又は健康保険証</u> の写し 第 2 条の 2 ～第23条 （略）